

令和6年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金 確認書送付のご案内 [受給には手続きが必要です]

エネルギー・食料品等の物価高が続く中、浜松市では住民税非課税世帯に対する生活支援として1世帯あたり3万円、加算対象児童1人あたり2万円を給付します。

この案内は、令和6年度の住民税課税状況に基づき本給付金を受給できる可能性がある方に送付しています。案内の内容について確認・了承していただいた場合は、同封の確認書に必要な事項を記入の上、必要書類とあわせて提出期限までに返送してください。

支給要件

支給対象となる世帯

基準日(令和6年12月13日)において、浜松市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度「住民税均等割」が非課税である世帯

※世帯全員が、令和6年度住民税均等割が課税されている他の親族等から扶養を受けている場合は支給対象となりません。

加算対象児童

基準日(令和6年12月13日)時点で、本給付金の支給対象となった世帯において扶養している(生計同一としている)18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童

※同一世帯に令和6年12月14日以降生まれた児童がいる場合や、別世帯(単身で学校の寮に入っているなど)だが扶養している児童がいる場合は申請書の提出が必要です。浜松市 重点支援給付金コールセンターへ連絡してください。

支給対象

支給要件に当てはまる世帯の世帯主

支給額

1世帯あたり **3万円**

加算対象児童1人あたり **2万円**

手続き方法

確認書に必要な事項を記入して、必要な書類を添付の上、同封の返信用封筒にて郵送してください。確認書の受付は**郵送**※です。区役所等の窓口では確認書の受付は行っておりません。

※一部電子申請ができる場合があります(確認書A面右上参照)。その場合は郵送での提出は不要です。

提出期限

令和7年3月31日(月)【当日消印有効】

手続きの流れ[郵送の場合]

1

郵送で**確認書**
を返送

2

返送していただいた
内容について
確認・審査します

3

確認・審査した内容に基づき給付
不備がある場合は、郵送等にて不備の連絡を行い、
不備内容の修正が確認できたあとに給付

書類の不備等があると給付ができない場合がございます。

確認書の書き方、必要な書類などご不明点等がございましたら、
浜松市 重点支援給付金コールセンターまでお問い合わせください。

支給時期

浜松市が確認書を受領した日から**3週間**が目安です。

※提出書類に不備等があった場合は給付が遅れることがあります。

裏面をご覧ください

注意事項

1. 本給付金は1世帯あたり1回の給付となります。
2. 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいる場合は、本給付金を受給できません。
3. 本給付金は非課税扱いであり、差押えの対象外です。
4. 本給付金の支給を受ける権利は、譲渡または担保とすることはできません。
5. お1人世帯の方が、確認書を提出することなく亡くなられた場合には、給付金は受給できません。
6. 提出期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり、浜松市が定める提出期限までに必要な修正がされない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。
7. 本給付金を受給された世帯の方が修正申告により令和6年度住民税均等割が課税になるなど、支給要件を満たさなくなった場合は、本給付金を返還していただきます。
8. 誓約・同意した内容が誤っている場合は、本給付金を返還していただきます。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

お問い合わせ

お問い合わせの際は、「令和6年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金確認書」のB面下部にある「お問い合わせ番号」をお伝えください。

浜松市 重点支援給付金コールセンター



0120-034-053

音声ガイダンスが流れます。「1」番を押してください。※外国語の通話も可能です。

受付
時間

午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日を除きます。

Notification from Hamamatsu City regarding Special Support Allowance for Coping with Rising Prices. Currently, Hamamatsu City is providing allowances as livelihood support for households exempt from resident tax, etc. Eligible household heads will receive 30,000 yen per household and 20,000 yen per additional eligible child. Please check the documents inside the envelope and complete the necessary procedures by the submission deadline. Inquiries regarding this matter are handled by the Hamamatsu City Financial Subsidy for Inflation Call Center. The phone number is 0120-034-053 and calls are free. Reception hours are from 8:30 am to 5:15 pm on weekdays. Seven languages are supported, including English, Portuguese, and Chinese. Please press the number "1" for voice guidance.

浜松市应对物价上涨重点支援补助金的通知
浜松市目前正在向住民税免征家庭等发放生活支援补助金。
符合条件的户主每户将补助3万日元，符合条件的儿童每位将补助2万日元现金。
请确认信封内的文件，如需办理手续，请务必在提交截止日期前完成相关办理。
如有任何与本事项相关的问题，请联系滨松市重点支援补助金呼叫中心。
电话：0120-034-053（免费通话）。
服务时间：工作日的8:30至17:15。
本热线支持英语、葡萄牙语、中文等7种语言。
系统将播放语音提示。请按“1”号键。

Este aviso é enviado pelo município de Hamamatsu com informação sobre o subsídio de apoio prioritário como resposta ao aumento dos preços. Atualmente, o subsídio é atribuído pelo município de Hamamatsu como apoio à subsistência das famílias isentas do imposto de residência. Os chefes de família que têm direito ao subsídio receberão, em dinheiro, 30.000 ienes por família e, adicionalmente, 20.000 ienes por criança. Por favor, verifique os documentos contidos no envelope e, caso se aplique, entregue-os dentro do prazo estipulado. Para mais informações, poderá consultar o centro de atendimento do subsídio de apoio prioritário do município de Hamamatsu. O número de telefone é o 0120-034-053. O horário de atendimento é das 8:30 às 17:15 nos dias úteis. O serviço está disponível em 7 idiomas, incluindo inglês, português e chinês. A orientação por voz será reproduzida. Prima "1", por favor.

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して、国、県、市などが右記のようなことをすることは絶対にありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込を求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな?」と思ったらご相談ください

▶お近くの警察署 ▶消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁) ▶警察相談専用電話「#9110」



浜松市役所